

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日医療法人Aに採用され、Bクリニック（以下「事業場」という。）の看護助手として、事業場内の清掃、シーツ交換、人口透析患者の介助、看護師及び技師のサポート業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「C型肝炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、事業場においてケガをしていた左人差し指に透析患者の血液が付着したことが原因で本件疾病を発症したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、請求人が主張するカッター事故や感染経路等は、正に重要な証拠であり、これらを否定するのは相当ではなく、HCV感染が通常の接触ではほぼ考えられないことからすれば、99%はカッター事故によって傷口に感染患者の血液が付着したことが感染原因である旨主張している。そこで、カッター事故の発生状況及びその後感染に至るまでの経過等について、請求人の主張等から検証することとする。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に「C型肝炎」と診断されているが、その感染原因について、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署作成の聴取書において、要旨、「平成〇年〇月か〇月の血液検査の日に、倉庫において箱から備品を取り出す作業をしていたところ、カッターで左人差し指の爪の横を1cm足らず切った。バンドエイドを貼り新しいグローブをして、透析室に移動して検査の準備を始めた。その後グローブを外したらバンドエイドに血がにじんでいたもので、新しいバンドエイドに貼り替えようとしたが、すでに血は止まっていたので新しいバンドエイドは貼らず新しいグローブをつけて検査作業に入った。グローブは患者が変わるごとに新しいものに付け替えるが、3、4人目の患者の検査でシリンジからピンク針を外した際に、左人差し指に血液が付着したのでグローブを外したところ、切った傷口付近に血液が付着していた。外したグローブに目をやると、血液付着部分に2、3mmの小さな穴が空いていたことに気付いた。付着した血液が自分のものか患者のものか判断できなかったが、アルコール綿で血液を拭き取り、新しいグローブを二重につけて作業に戻った。」と申述している。

(3) この点について、Dは、平成〇年〇月〇日付け同僚等労働者申立書において、要旨、「請求人から平成〇年〇月〇日に、平成〇年頃に針を刺したとの報告を受けた。当クリニックでの健康診断では平成〇年〇月まで陰性であったことを伝えると、今度は、平成〇年〇月頃物品整理中にカッター事故に遭った。バンドエイドで傷口を処置し業務に入った。この後、血液の入ったシリンジをスピッツに入れる際に、カッターでグローブに穴が空いていたのか、患者の血液がケガをした指に触れたと申し出てきた。」と申述している。一方で、請求人は、休業補償給付支給請求書裏面の災害発生状況欄に、シリンジをスピッツに入れ、針のない注射器から洩れた血液がケガをしていた指に付着したと記載しており、本件公開審理においては、シリンジからスピッツに血液を移し替え、針を抜いた際に、針から1、2滴洩れた血液がグローブに付着した旨陳述している。

(4) このように、請求人が述べる感染の時期や感染に至る経過は、二転三転して曖昧である。また、請求人は、事業所において実施される血液検査以外にも自費で血液検査を受けているほど感染に注意を払っていたところ、新しいグローブが入っているポケットに刃が出ているような状態でカッターを入れるとは考えにくく、さらに、感染を避けるためにはめていたグローブの穴に気付かず、その穴と同じ部分に傷口があったにもかかわらずグローブの穴に気付いた時点で何ら申し出ていないことなどから、C型肝炎ウィルスがグローブの穴から傷口に侵入して感染に至ったとの請求人の主張は、推測にとどまるものであって採用できない。

したがって、当審査会としては、カッター事故の傷にグローブの損傷部分から侵入したC型肝炎患者の血液が付着して感染したとの請求人の主張を事実として確認することはできず、ほかに感染時期、感染経路、感染経過等も特定できないものであることから、請求人らの主張は認められない。

なお、請求代理人は、E医師の意見を援用するが、同意見はカッター事故を認めた上で感染の可能性について述べたものであって、上記判断を覆すに足るものとは認められないことから採用できない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。